

千葉科学大学動物実験施設運営委員会規程

(設置)

第1条 千葉科学大学（以下「本学」という。）動物実験規程第8条第2項に基づく動物実験施設運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学における動物実験施設に関する、管理・運営を行うことを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は次のことを審議し、学長に報告し、その許可に基づき、管理者が実施する。

- (1) 動物実験施設の管理に関すること。
- (2) 動物実験施設の利用規程など、運営に関すること。
- (3) 実験動物の飼育・管理に関すること。
- (4) 動物実験の安全・管理に関すること。

(構成)

第4条 委員会は動物実験に携わる本学の教員から選出された委員によって組織される。

2 委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

3 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

(運営)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は過半数の委員の出席によって成立する。

3 委員長が必要と認めた場合は、委員の了承を得て、委員以外の者を出席させることが出来る。ただし、その者を議決に加えることはできない。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ぬ理由により委員長の任務遂行に支障が生じる場合は、あらかじめ委員長の指名した委員がその任務を代行する。

(調査、助言と勧告あるいは罰則)

第6条 委員会が必要があるときは、実験動物の飼育、保管、あるいは取り扱いの実態について調査することができ、その調査に基づいて動物実験実施者あるいはその責任者に助言あるいは勧告を行うことができる。また委員会は実験者が規則に従わない場合には、動物実験委員会とも連携して学長に報告し、学長は利用制限等の措置を課すことができる。

(事務)

第7条 この委員会の事務局は庶務部に置く。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成20年 3月24日から施行する。